

○ 個人情報保護委員会告示第 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十一条の規定の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第九号）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （仮名加工情報・匿名加工情報編）</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>[略]</p> <p>【凡例】 [略]</p> <p>1 本ガイドラインの位置付け及び適用対象</p> <p>1-1 本ガイドラインの位置付け</p> <p>個人情報保護委員会は、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関</p>	<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （仮名加工情報・匿名加工情報編）</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>[同左]</p> <p>【凡例】 [同左]</p> <p>1 本ガイドラインの位置付け及び適用対象</p> <p>1-1 本ガイドラインの位置付け</p> <p>個人情報保護委員会は、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関</p>

して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、法第4条、第9条及び第131条に基づき具体的な指針として通則ガイドラインを定めている

が、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者が仮名加工情報を取り扱う場合、並びに個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者が匿名加工情報を取り扱う場合において、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、並びに当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、法が定める事業者の義務のうち、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する部分に特化して分かりやすく一体的に示す観点から、通則ガイドラインとは別に、本ガイドラインを定めるものである。

（なお、仮名加工情報と匿名加工情報の加工基準の差異の概要、及び仮名加工情報と匿名加工情報の取扱いに関する主な規律の差異の概要については、本ガイドライン末尾の【付録】を参照のこと。また、個人情報の適正な取扱いに関する部分の解釈等については、通則ガイドライン参照のこと。）

本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。一方、「努めなければならない」、「望ましい」等と記述している事項については、これらに従わなかったことをもって直ちに法違反と判断されることはないが、法の趣旨を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。

して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第4条、第9条

及び第128条に基づき具体的な指針として「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号。以下「通則ガイドライン」という。）を定めているが、個人

情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者が仮名加工情報を取り扱う場合、並びに個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者が匿名加工情報を取り扱う場合において、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、並びに当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、法が定める事業者の義務のうち、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する部分に特化して分かりやすく一体的に示す観点から、通則

ガイドラインとは別に、本ガイドラインを定めるものである。（なお、仮名加工情報と匿名加工情報の加工基準の差異の概要、及び仮名加工情報と匿名加工情報の取扱いに関する主な規律の差異の概要については、本ガイドライン末尾の【付録】を参照のこと。また、個人情報の適正な取扱いに関する部分の解釈等については、通則ガイドライン参照のこと。）

本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。一方、「努めなければならない」、「望ましい」等と記述している事項については、これらに従わなかったこと

なお、本ガイドラインにおいて使用する用語は、特に断りのない限り、通則ガイドラインにおいて使用する用語の例による。

1-2 [略]

## 2 仮名加工情報

### 2-1 定義

#### 2-1-1 仮名加工情報（法第2条第5項関係）

[（関係条文） 略]

[略]

(1) 法第2条第1項第1号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合

をもって直ちに法違反と判断されることはないが、法の趣旨を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。

なお、本ガイドラインにおいて使用する用語は、特に断りのない限り、通則ガイドラインにおいて使用する用語の例による。

1-2 [同左]

## 2 仮名加工情報

### 2-1 定義

#### 2-1-1 仮名加工情報（法第2条第5項関係）

[（関係条文） 同左]

[同左]

(1) 法第2条第1項第1号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合

[略]

(2) 法第 2 条第 1 項第 2 号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合

[略]

仮名加工情報を作成するときは、法第 41 条第 1 項に規定する規則で定める基準に従って加工する必要がある、法第 2 条第 5 項に定める措置を含む必要な措置は当該規則で定めている（仮名加工情報の作成に必要な加工義務については、2-2-2-1（仮名加工情報の適正な加工）参照）。

2-1-2 仮名加工情報取扱事業者（法第 16 条第 5 項関係）

[（関係条文） 略]

「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等（別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び法

[同左]

(2) 法第 2 条第 1 項第 2 号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合

[同左]

仮名加工情報を作成するときは、法第 41 条第 1 項に規定する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）で定める基準に従って加工する必要がある、法第 2 条第 5 項に定める措置を含む必要な措置は当該規則で定めている（仮名加工情報の作成に必要な加工義務については、2-2-2-1（仮名加工情報の適正な加工）参照）。

2-1-2 仮名加工情報取扱事業者（法第 16 条第 5 項関係）

[（関係条文） 同左]

「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等（別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び法

第2条第10項に規定する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。）を除いた者をいう。

[略]

## 2-2 仮名加工情報取扱事業者等の義務

2-2-1 [略]

### 2-2-2 仮名加工情報を作成する個人情報取扱事業者の義務等

2-2-2-1 仮名加工情報の適正な加工（法第41条第1項関係）

[略]

2-2-2-1-1 [略]

2-2-2-1-2 個人識別符号の削除

第2条第10項に規定する地方独立行政法人を除いた者をいう。

[同左]

## 2-2 仮名加工情報取扱事業者等の義務

2-2-1 [同左]

### 2-2-2 仮名加工情報を作成する個人情報取扱事業者の義務等

2-2-2-1 仮名加工情報の適正な加工（法第41条第1項関係）

[同左]

2-2-2-1-1 [同左]

2-2-2-1-2 個人識別符号の削除

[ (関係条文) 略]

[略]

(参考) 個人識別符号の概要

個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「2-2（個人識別符号）」参照）。

[ (1) ・ (2) 略]

2-2-2-1-3 [略]

2-2-2-2 [略]

[2-2-3 ・ 2-2-4 略]

[ (関係条文) 同左]

[同左]

(参考) 個人識別符号の概要

個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「2-2（個人識別符号）」参照）。

[ (1) ・ (2) 同左]

2-2-2-1-3 [同左]

2-2-2-2 [同左]

[2-2-3 ・ 2-2-4 同左]

### 3 匿名加工情報

#### 3-1 定義

3-1-1 [略]

3-1-2 匿名加工情報取扱事業者（法第 16 条第 6 項関係）

[（関係条文） 略]

「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等（別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び法第 2 条第 10 項に規定する地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第 2 号若しくは第 3 号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。）を除いた者をいう。

[略]

3-2 匿名加工情報取扱事業者等の義務

### 3 匿名加工情報

#### 3-1 定義

3-1-1 [同左]

3-1-2 匿名加工情報取扱事業者（法第 16 条第 6 項関係）

[（関係条文） 同左]

「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等（別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び法第 2 条第 10 項に規定する地方独立行政法人を除いた者をいう。

[同左]

3-2 匿名加工情報取扱事業者等の義務

3-2-1 [略]

3-2-2 匿名加工情報の適正な加工（法第 43 条第 1 項関係）

[略]

3-2-2-1 特定の個人を識別することができる記述等の削除

[（関係条文） 略]

[略]

（※）仮 ID を付す場合には、元の記述を復元することのできる規則性を有しない方法でなければならない。

例えば、仮にハッシュ関数等を用いて氏名・住所・連絡先・クレジットカード番号のように個々人に固有の記述等から仮 ID を生成しようとする際、元の記述に同じ関数を単純に用いると元となる記述等を復元することができる規則性を有することとなる可能性がある場合には、元の記述（例えば、氏名＋連絡先）に乱数等の他の記述を加えた上でハッシュ関

3-2-1 [同左]

3-2-2 匿名加工情報の適正な加工（法第 43 条第 1 項関係）

[同左]

3-2-2-1 特定の個人を識別することができる記述等の削除

[（関係条文） 同左]

[同左]

（※）仮 ID を付す場合には、元の記述を復元することのできる規則性を有しない方法でなければならない。

例えば、仮にハッシュ関数等を用いて氏名・住所・連絡先・クレジットカード番号のように個々人に固有の記述等から仮 ID を生成しようとする際、元の記述に同じ関数を単純に用いると元となる記述等を復元することができる規則性を有することとなる可能性がある場合には、元の記述（例えば、氏名＋連絡先）に乱数等の他の記述を加えた上でハッシュ関



数等を用いるなどの手法を検討することが考えられる。なお、乱数等の他の記述等を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を用いる場合、匿名加工情報の作成後に、仮 IDへの置き換えに用いたハッシュ関数等と乱数等の他の記述等の組み合わせを保有し続けることは認められないことについて、3-2-3-1（加工方法等情報の安全管理措置）を参照のこと。

[3-2-2-2・3-2-2-3 略]

#### 3-2-2-4 特異な記述等の削除

[（関係条文） 略]

一般的にみて、珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等については、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがあるものである。そのため、匿名加工情報を作成するに当たっては、特異な記述等について削除又は他の記述等への置き換えを行わなければならない。

ここでいう「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述等に至り得るものを指すものであり、他の個人と異なるものであっても特定の個人の識別にはつながり得ないものは該当しな

数等を用いるなどの手法を検討することが考えられる。なお、乱数等の他の記述等を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を用いる場合、匿名加工情報の作成後に、仮 I Dへの置き換えに用いたハッシュ関数等と乱数等の他の記述等の組み合わせを保有し続けることは認められないことについて、3-2-3-1（加工方法等情報の安全管理措置）を参照のこと。

[3-2-2-2・3-2-2-3 同左]

#### 3-2-2-4 特異な記述等の削除

[（関係条文） 同左]

一般的にみて、珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等については、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがあるものである。そのため、匿名加工情報を作成するに当たっては、特異な記述等について削除又は他の記述等への置き換えを行わなければならない。

ここでいう「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述等に至り得るものを指すものであり、他の個人と異なるものであっても特定の個人の識別にはつながり得ないものは該当しな

い。実際にどのような記述等が特異であるかどうかは、情報の性質等を勘案して、個別の事例ごとに客観的に判断する必要がある。

他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。例えば、特異な記述等をより一般的な記述等に置き換える方法もあり得る。

なお、規則第 34 条第 4 号の対象には、一般的なあらゆる場面において特異であると社会通念上認められる記述等が該当する。他方、加工対象となる個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など個人情報データベース等の性質によるものは同条第 5 号において必要な措置が求められることとなる。

[略]

#### 3-2-2-5 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置

[（関係条文） 略]

匿名加工情報を作成する際には、規則第 34 条第 1 号から第 4 号までの措置をまず講ずることで、特定の個人を識別できず、かつ当該個人情報に復元できないものとする必要がある。

しかしながら、加工対象となる個人情報に含まれる記述等と当該個人

い。実際にどのような記述等が特異であるかどうかは、情報の性質等を勘案して、個別の事例ごとに客観的に判断する必要がある。

他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。例えば、特異な記述等をより一般的な記述等に置き換える方法もあり得る。

なお、規則第 34 条第 4 号の対象には、一般的なあらゆる場面において特異であると社会通念上認められる記述等が該当する。他方、加工対象となる個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など個人情報データベース等の性質によるものは同第 5 号において必要な措置が求められることとなる。

[同左]

#### 3-2-2-5 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置

[（関係条文） 同左]

匿名加工情報を作成する際には、規則第 34 条第 1 号から第 4 号までの措置をまず講ずることで、特定の個人を識別できず、かつ当該個人情報に復元できないものとする必要がある。

しかしながら、加工対象となる個人情報に含まれる記述等と当該個人

情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など、加工の元となる個人情報データベース等の性質によっては、同条第1号から第4号までの加工を施した情報であっても、一般的にみて、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の個人情報を復元できる状態のままであるといえる場合もあり得る。そのような場合に対応するため、上記の措置のほか必要となる措置がないかどうか勘案し、必要に応じて、別表2（匿名加工情報の加工に係る手法例）の手法などにより、適切な措置を講じなければならない。

なお、加工対象となる個人情報データベース等の性質によって加工の対象及び加工の程度は変わり得るため、どの情報をどの程度加工する必要があるかは、加工対象となる個人情報データベース等の性質も勘案して個別具体的に判断する必要がある。

特に、購買履歴、位置に関する情報などを含む個人情報データベース等において反復して行われる行動に関する情報が含まれる場合には、これが蓄積されることにより、個人の行動習慣が分かるような場合があり得る。そのような情報のうち、その情報単体では特定の個人が識別できるとは言えないものであっても、蓄積されたこと等によって特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある部分については、適切な加工を行わなければならない。

[略]

情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など、加工の元となる個人情報データベース等の性質によっては、規則第34条第1号から第4号までの加工を施した情報であっても、一般的にみて、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の個人情報を復元できる状態のままであるといえる場合もあり得る。そのような場合に対応するため、上記の措置のほか必要となる措置がないかどうか勘案し、必要に応じて、別表2（匿名加工情報の加工に係る手法例）の手法などにより、適切な措置を講じなければならない。

なお、加工対象となる個人情報データベース等の性質によって加工の対象及び加工の程度は変わり得るため、どの情報をどの程度加工する必要があるかは、加工対象となる個人情報データベース等の性質も勘案して個別具体的に判断する必要がある。

特に、購買履歴、位置に関する情報などを含む個人情報データベース等において反復して行われる行動に関する情報が含まれる場合には、これが蓄積されることにより、個人の行動習慣が分かるような場合があり得る。そのような情報のうち、その情報単体では特定の個人が識別できるとは言えないものであっても、蓄積されたこと等によって特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある部分については、適切な加工を行わなければならない。

[同左]

3-2-3 匿名加工情報等の安全管理措置等（法第 43 条第 2 項、第 6 項、第 46 条関係）

3-2-3-1 加工方法等情報の安全管理措置

[（関係条文） 略]

[略]

（※）「その情報を用いて当該個人情報を復元することができるもの」には、「年齢のデータを 10 歳刻みのデータに置き換えた」というような復元につながらない情報は該当しない。なお、氏名等を仮 IDに置き換えた場合における氏名と仮 ID の対応表は、匿名加工情報と容易に照合することができ、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができるものであることから、匿名加工情報の作成後は破棄しなければならない。また、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者が、氏名等の仮 IDへの置き換えに用いた置き換えアルゴリズムと乱数等のパラメータの組み合わせを保有している場合には、当該置き換えアルゴリズム及び当該乱数等のパラメータを用いて再度同じ置き換えを行うことによって、匿名加工情報とその作成の元となった個人情報と

3-2-3 匿名加工情報等の安全管理措置等（法第 43 条第 2 項、第 6 項、第 46 条関係）

3-2-3-1 加工方法等情報の安全管理措置

[（関係条文） 同左]

[同左]

（※）「その情報を用いて当該個人情報を復元することができるもの」には、「年齢のデータを 10 歳刻みのデータに置き換えた」というような復元につながらない情報は該当しない。なお、氏名等を仮 IDに置き換えた場合における氏名と仮 ID の対応表は、匿名加工情報と容易に照合することができ、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができるものであることから、匿名加工情報の作成後は破棄しなければならない。また、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者が、氏名等の仮 IDへの置き換えに用いた置き換えアルゴリズムと乱数等のパラメータの組み合わせを保有している場合には、当該置き換えアルゴリズム及び当該乱数等のパラメータを用いて再度同じ置き換えを行うことによって、匿名加工情報とその作成の元となった個人情報

を容易に照合でき、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができることから、匿名加工情報の作成後は、氏名等の仮 IDへの置き換えに用いた乱数等のパラメータを破棄しなければならない。

[略]

3-2-3-2 [略]

[3-2-4・3-2-5 略]

3-2-6 識別行為の禁止（法第 43 条第 5 項、第 45 条関係）

法第 43 条（第 5 項）

[略]

法第 45 条

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別

報とを容易に照合でき、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができることから、匿名加工情報の作成後は、氏名等の仮 IDへの置き換えに用いた乱数等のパラメータを破棄しなければならない。

[同左]

3-2-3-2 [同左]

[3-2-4・3-2-5 同左]

3-2-6 識別行為の禁止（法第 43 条第 5 項、第 45 条関係）

法第 43 条（第 5 項）

[同左]

法第 45 条

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別

<p>するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 43 条第 1 項若しくは第 116 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p>	<p>するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 43 条第 1 項若しくは第 114 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p>
<p>[略]</p> <p>【付録】</p> <p>[略]</p>	<p>[同左]</p> <p>【付録】</p> <p>[同左]</p>
<p>備考 表中の「 」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。